

## 令和4年第6回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和4年8月26日 午前9時00分～午前9時55分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (11名)
  - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・
  - 7 西村園・8 和田勇・9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一・
  - 14 川村耕貴
4. 欠席委員 4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎(3名)
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

### 議案審議

#### 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

##### その他

報 告 土佐町農用地利用分配計画および県認可について  
報 告 農地法第3条の3第1項の届出について  
農業委員会意見書の発出について  
農地パトロールの実施について  
令和4年度最適化活動の目標の設定等について

#### 7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は宮元務委員・窪内一雄委員・仁井田亮一郎委員の3名です。和田勇委員は少し遅れると連絡を受けています。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後マイクを使って発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和4年第6回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。11番近藤秀幸委員、12番西村美佐江委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長:続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は2件の申請がありました。

##### 【申請内容の説明】

会長:私から補足説明します。

会長:私からの補足説明は以上ですが、質疑等ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

##### 【申請内容の説明】

会長:窪内委員より補足説明はありませんか。

窪内委員:特にありません。

会長:この件について、質疑ございませんか。

他委員:なし。

4月28日

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願ひします。

事務局:土佐町農用地利用配分計画および県認可について報告します。第 6 回総会において、中間管理機構への利用権設定、土佐町農用地集積計画について、審議していただきました。その件において、町が提出した分配計画案を県が認可したことにより中間管理機構から借受人への貸付が 8 月 9 日よりはじまりましたので報告します。先の総会で借受予定人についてお知らせしましたが、その通りの計画で認可されました。以上です。

会長:この件について、質問はありませんか。なければ農地法第3条の第1項の届出について報告してください。

事務局:農地法第3条の3第 1 項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回 2 件の届出があり、本件はその報告です。

(事務局より内容説明)

農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要です。また登記において相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。今後段階的に施行されます。委員の皆さんもご注意ください。

会長:この件について、質問はありませんか。なければ、つづけて事務局よりお願ひします。

事務局:前回の総会後に行った、伊勢川山の営農型太陽光発電の現地確認について、農業委員会で確認した意見を、文書で地権者にお伝えしようと思います。事務局で案を作成しましたのでご意見をいただきたいです。読み上げて提案します。

(文書内容の確認)

会長:この件について、これは入れた方がいいのではないか、などご意見のある方の挙手をお願いします。

会長:ないようでしたら、事務局案のとおり、文書により意見を伝えます。つづいて、農地パトロールについて事務局から説明をお願いします。

事務局:改選があってから初めての農地パトロールの時期となりました。農地パトロールの報告方法と内容が変わっていますので、よく聞いておいてください。農地パトロールは農地法30条で定められた、農業委員の必須業務です。担当地区を配布資料の裏面に載せていますので、確認をお願いします。毎年夏に管内すべての農地について実施します。配布している資料の2枚目の裏と3枚目をあわせてご覧ください。遊休農地とは、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地の維持管理や農作物の栽培がおこなわれる見込みがない農地を1号遊休農地といいます。農作物の栽培はおこなわれているものの、周辺の同種の農地において通常の営農と比べいちじるしく劣っている農地を2号遊休農地といいます。作物が作付けされていなくても、維持管理がされていれば遊休農地ではありませんので覚えておいてください。

遊休農地が発生していることを見つけたら、配布している報告用紙に記載の上、報告をお願いします。報告する内容は、地番、現況、発生場所、判定の4つです。地番はわからなければ地図にマークの上、①、②などの番号を地図と報告書に書いてわかるようにしてください。現況は、遊休農地となる理由ひとつに○をつけてください。この中で意味が分からないものがありますか。場所は、その農地がある場所はどのへんにあたるか、です。判定は緑、黄、再生困難の3つに分けてください。再生する価値があるものは緑または黄。再生する価値なし、再生しても5年後には遊休農地になるような農地については、再生困難としてください。再生する価値のあるもののうち、トラクターで再生できるもの、雑草や、小さな木が数本程度あるものについては、緑です。黄色は重機が必要で、人の背丈以上に生育した雑木があるものが該当し

ます。すべての欄に○が入っているかをかならず確認してください。毎年提出期限を守られないことが多いのですが、今年は10月28日の総会までに必ず提出をお願いします。報告することがなかった場合は、報告書に報告なし、と記載して提出をしてください。今までに報告している遊休農地については別紙で配布しています。これらについては、耕作を再開していないかも併せて確認してください。今入っている地図ではなかなか調査がしにくいと思いますがよろしくお願いします。来年からは一人一台のタブレットを配布してタブレットで地図を見ながら結果を入力していただくようになります。調査の際は必ず、農業委員の身分証明書を携帯し、必要に応じて提示してください。この件については以上です。

会長：この件について、質問はありませんか。なければ、つづいて事務局よりどうぞ。

事務局：令和4年最適化活動の目標の設定について報告をします。4月の総会ではかった目標ですが、この度、国の方針が変わり、修正を求められましたので、報告します。修正したのは、3ページ目、中段2最適化活動の活動目標のうち、(2)活動強化月間の活動目標の取り組み敷きおよび取り組み項目内容です。修正前は農地パトロールをこの強化月間にあてておりましたが、9月11月3月に耕作継続困難農地について受け手を探すと変更しました。

会長：この件について何かありますか。ないようでしたら、次回の予定をどうぞ。

事務局：次回は9月28日水曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。本日、前回の総会で採決しました、伊勢川の炭化燃料工場の転用について県諮問会議に出席してきます。以上です。

会長：他に皆さんからなにかありませんか。それでは以上で第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式 土地数一

議事録署名委員

近藤秀幸

議事録署名委員

山村 美佐江